

静岡県告示第49号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年1月27日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 廃止する施設

種類・名称	位置	数量	能力・構造
興津埠頭防波堤	静岡市清水区興津清見寺町	25m	ケーソン

2 廃止年月日

令和5年1月31日